

企画提案審査要領

1 基本方針

小矢部市ホームページ再構築業務プロポーザル審査（公募型）は、事業者からの企画提案等を下記のとおり審査・評価するものとする。

2 審査の実施

審査は、「ホームページ再構築業務委託業者選定委員会(以下「委員会」という。)」が行う。

3 審査の対象事業者

審査の対象事業者は、第一次審査(書類審査)の合格者とする。

4 審査の項目・配点

項目及び配点は以下の表のとおりとする。

項番	評価項目	評価の視点	配点
1	再構築のコンセプト	<ul style="list-style-type: none"> 再構築のコンセプト 本事業における提案業者のノウハウ 業務スケジュール 	10
2	デザイン	<ul style="list-style-type: none"> トップページ、セカンドトップ及び各ページデザイン（2点以上提示） 	10
3	サイト構成	<ul style="list-style-type: none"> サイト構成・構造 探索性、ユーザビリティの向上 各情報への閲覧者の誘導方法 	20
4	提案CMSの機能	<ul style="list-style-type: none"> CMSの製品名、コンセプト コンテンツの作成・公開方法 スマホ・タブレット端末用コンテンツの作成方法 ページの管理方法 組織改正や人事異動に伴う各種管理機能 拡張性、バージョンアップなどへの考え方 	30

5	アクセシビリティへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・対応実績 ・対応実現方法（アクセシビリティチェックの機能性） 	30
6	リニューアル支援	<ul style="list-style-type: none"> ・データ移行の方針・手法 ・職員の作業負荷軽減を図る対応策 ・職員操作研修 ・提供マニュアル 	10
7	システムの性能	<ul style="list-style-type: none"> ・データセンターの安全性（データセンターの仕様やバックアップ体制等） ・システムの安定性 ・セキュリティ対策 	10
8	保守・運用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・障害発生時の対応方法 ・災害発生時の対応方法 ・運用支援 ・保守内容 	10
9	電子申請サービスサイト	<ul style="list-style-type: none"> ・構築のコンセプト ・デザイン・サイトの構成 ・機能 ・保守内容 ・利用者（閲覧者）の利便性 	20
10	施設予約システムサイト	<ul style="list-style-type: none"> ・構築のコンセプト ・デザイン・サイトの構成 ・機能 ・保守内容 ・利用者（閲覧者）の利便性 	20
11	その他独自提案	<ul style="list-style-type: none"> ・上記項目に当てはまらない独自の機能やサービス等の提案 ・利用者（閲覧者）の利便性 	10
12	業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を確実に遂行できる実績と経験 	10
13	見積金額	<ul style="list-style-type: none"> ・参考見積書の妥当性 	10
合計			200

5 小矢部市ホームページ再構築業務委託事業候補者の選定

(1) 選定方法

前記4の合計点で最高得点を挙げた事業者を、小矢部市ホームページ再構築業務委託事業者の候補として選定する。同点の場合は、企画提案書（審査項目3、4、5、9、10）による評価点の高い方を上位とする。最高点及び企画提案書による評価点が同じである場合は、見積金額（審査項目13）による評価点の高い方を上位とする。

複数の事業者の最高点、企画提案書による評価点及び見積金額による評価点が同じである場合は、委員会の総合的な審査により候補として選定する。

(2) 辞退等による繰上げ

上位の事業者が辞退し、又は失格となった場合は、次の事業者の順位を繰り上げるものとする。

6 評価方法

審査の対象事業者に対し、「4 審査の項目・配点」及び「7 審査配点表」に基づき、評価を実施する。

7 審査配点表

(1) 企画提案書による審査

前記4の審査項目1～12ごとに評価ランク、判断基準に対応する係数を乗じて評価点を算出する。

評価ランク	判断基準	係数
A	優れている	1.0
B	やや優れている	0.8
C	ふつう	0.6
D	やや劣る	0.4
E	劣る	0.2

(2) 見積金額（審査項目13）の評価

応募事業者から提出された見積金額のうち、一番安価である事業者の数値を基に、その他の応募事業者は提出された金額によって、下記の計算式から算出する。なお、この評価点は、一律に算出するものとし、各審査員は算出された同じ評価点を用いるものとする。

〈計算式〉

応募事業者の中の最低見積金額＝A

配点×A÷応募事業者の見積額（端数は、小数点第1位を四捨五入）

[例] 項目の配点が10点の場合

応募事業者	見積金額
a	40,000,000円
b	43,000,000円
c	45,000,000円
d	47,000,000円

応募事業者のうち最低額=40,000,000円

a社の評価点

$$10 \times 40,000,000 \div 40,000,000 = 10 \text{点}$$

c社の評価点

$$10 \times 40,000,000 \div 47,000,000 = 8.5 \Rightarrow 9 \text{点}$$

8 受託候補者の選定点

受託候補者となる者の選定基準点は、選定委員の評価点合計6割以上とする。

応募者が1社の場合は、見積金額（審査項目13）を除いた評価点が6割以上とする。